

(別紙)

観音寺市庁舎案内板設置事業仕様書

1 設置場所

観音寺市庁舎 1 階 正面玄関 風除室（別添参照）

2 案内板の規格等

(1) 大きさ

高さ2,100mm×横幅2,700mm×奥行き200mm以下であること。

(2) デザイン・材質等

ア 庁舎案内図及び地図に用いる記号は、J I S規格化された標準案内用図記号を用いること。

イ 色彩は、色覚障がい者に配慮した配色とすること。

ウ 1階フロア全体の雰囲気かを考慮した色合い、デザインとすること。

エ 本体の角や縁が鋭利とならないよう加工すること。

オ 安全で燃えにくい材質を利用すること。

カ 設置場所の周囲と調和のとれたデザインとし、庁舎の景観を損なわないこと。

(3) 案内板の構成

ア 庁舎案内図（各階の部署・フロア案内）

イ 市全域地図、市役所周辺地図又は市役所業務案内 ※寸法に入る場合

ウ 設置事業者が掲載する広告

広告掲載面積は全体面積の30%以内とする。

エ 照明機能を備える場合は、LED電照式で調光器により明るさの調整ができるようにすること。また、タイマー等により電照時間を自動制御できることとし、手動スイッチによる電源のオン・オフも容易にできること。

3 運用

(1) 地図を掲載する場合、来庁者に最新の地図情報を提供できるよう、年に1回地図面の更新を行うこと。ただし、新規道路や新規建物の完成、町名表示の変更等、急を要する場合は、速やかに修正を行うこと。

(2) 市に組織改正等があった場合、案内板の庁舎案内図の修正を速やかに行うこと。

4 広告

(1) 設置事業者は、広告主の募集、広告の製作、提出、広告主との調整等、広告に係る一切の業務を行うこと。

(2) 設置事業者は観音寺市広告掲載要綱（平成19年観音寺市告示第97号）を遵守すること。

(3) 広告主及び広告内容については、広告掲載前に総務部総務課の審査を受けることとし、

市が適当でないと判断した場合は、設置事業者に対し、広告主及び広告内容の変更を求めることができるものとする。なお、この場合に生ずる費用は設置事業者の負担によるものとする。また、広告掲載後に要綱に反することが判明した場合も同様とする。

- (4) 広告の問い合わせ及び苦情については、設置事業者の責任において対応することとし、案内板には設置事業者の連絡先を必ず表示すること。

5 設置にかかる費用

案内板の設置及び撤去に要した工事費、移転費等の一切の費用は、設置事業者の負担とする。

6 その他

- (1) 設置事業者は、案内板の仕様、施行方法等について、市と協議し、市の承諾を得た上で案内板の設置を行うこと。
- (2) 本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、市と設置事業者が協議の上決定する。